



郡というものが、今までの形でいいであらうかどうであらうか。かつて郡長というものがあつてやつておりましたときの郡と、その後におけるいろいろな各般の情勢の推移から申しまして、かなり変つてきておるのではないだらうか。郡というものを生かして参りますために、郡そのものを考え直す時期が来てるんじゃないだらうか。しかし、これは、私は、どこまでも、府県というものをどうして参るか、また町村合併後の市町村というものをどう考えていくか、そうしたものと関連をなして考えるべきものだと思います。従いまして、郡の区画を変えたいという事は、地方制度全般の問題として考えて参りたいと思つておるけれども、しかし、郡そのものが動いて参るといふことは、私は一つの必然的な傾向だと思つております。このことを別に考えながら、しかし、私は、先ほども申しましたが、町村を幾つか寄せ合せてものというよりも違つた意味合いを持つてゐると思つておる。それで、選挙区の画定、ことに府県議員の選挙区という場合には、かなり実情に合つておりませんといけませんので、選挙区という単位については、郡市というものを尊重しながら、これに補正を加えて参らなければならぬという点は、私もこれまたやむを得ない必然の傾向だと思つております。その間の調和といふことは、私はよくよく考えなければならぬと思つております。そうしたものが、おつしやるように、地方制度なり選挙法の意図しておりますところと、実際の自治体の政治との調和というところとを、条例でよくはならなければならぬと思つておる。そのような意味合いで、条例というものは非常に大事な役割をしてゐるものだと思つております。

○井堀委員 もつと簡単に尋ねたいと思つておるが、地方自治の制度の中で、郡というものを、遠い将来は別として、最も近い機会に、市町村と県といったような、あるいは今県の問題についていろいろ検討が續けられてゐるようでありまして、そういうものをこの際どういう方向に改めていくかという方針が必要ではないか。今の御答弁を聞いてゐると、どうもそういう点に対して確固たる政府の方針をお持ちでないやうであります。それがあつたか否かは実はお尋ねをしたわけでありまして、ないやうに今御答弁を伺つたのであります。そうすると、行き当たりばつたりの、たとへば、ここで今取り上げておられますやうに、県議員あるいは府県議員とかの選挙区をきめるに、郡というものはじやまになるものだから、適当にかわしていくといったやうなやり方にもしなるとするならば、一番悪い姿になる。将来このものは解消される運命にある、またさうさせるという方向が明らかであれば、扱い方に変つた一つの正確な方針が出てくると思つて、全く無性格な改正ではないかと思つて、たとへば、改正案の中で、行政区画と、衆議院の選挙区とを地勢、交通などの事情を考慮して合理的にこれを定める、こゝういふ行き方をし、これが政令であるいは条例などの場合に目安になつてくる。これをこのまま読んでみますと、行政区画といふものと、衆議院の選挙区、地勢、交通といふものと、同列に扱つてゐるわけ

す。不見識もはなはだしと思つておる。私は、行政区画と衆議院の選挙区があるいは交通事情などと同列に扱うやうな結果になるのは、自治体の中に占める郡というものの単位に何も方針を持たぬからではないか。この性格を明らかにする今時期ではないかと思つておるが、この点も一度はつきりお答え願ひます。

○郡国務大臣 私は、地方制度としましては、府県というものを、現在の広域行政の果し得る単位に將來なつて参るべきものだと考えております。と申しますことは、これからの広い行政をしますときに、自治体の持ちます役割はかなり大事なものでございます。そうした近時の発達下における広域行政の上から考えて、町村につきましては、一応私は合併いたしました町村をある目安にしてありますが、市に至つてはまた十分となつた市という格好になつておらない。あるいは市という中に幾つかの段階を置いてものを考えていくべきではないだらうか。こんな考え方を府県市町村にいたしておられます。それから、郡の場合には、多分に沿革的なものを持つておられますが、その沿革といふものはかなり大事なものでありまして、従いまして、今お示しの点の行政区画と、確かにおつしやるやうにその他の選挙区、地勢、交通等とは違つた意味合いのものになつておると思つておる。しかし、これらを、いづれも、どこかを除いて考えるといふことでなしに、それぞれの場合を、その置き方でいふ變つて参る点はございまして、これは、県の模様を見ても、交通の点で事情がかなり變つてお

るといふやうな場所もある。そうすると、それぞれの場所府県議員の選挙区をきめます場合に、どこに大きいウェイトを置くべきかといふやうな事情が起つてくると思つておる。しかし、井堀委員のおつしやるやうな行政区画とその他の要件とが違つた性格を持つてゐる点は、私も同じやうに考えるのであります。従いまして、その総合的に考慮してという場合にも、考慮の仕方はおのずから越えてはいけな基準があるといふ点については、私は同じやうな考え方を持つものであります。

○井堀委員 それでは、あとさきになります。この機会に、選挙局長にお答えいただきたいと思つておる。合区を強制的に行う地域は、問題は比較的少いと思つておる。任意合区あるいは条例によつて定めるという場合がかなりある。その割合はどのくらいあるか。強制合区は全国的にどのくらいの地区にあるか。それから任意合区をしなければならぬと予想される地域はどのくらいあるか。その数がわかつていたら、明らかにしたいと思つておる。

○衆子政府委員 お答えいたします。現在、御承知のごとく都道府県議員の選挙区は郡市の区域によつておられますが、郡の数は五百四十四郡ございまして、飛び地のありますのが百四十七郡であります。これは、二つに分れてゐるもの、それから最大は六つの地区に分れておられますが、そのやうに飛び地のありますものが百四十七郡。従つて、郡全体から申しますと、三分の二はやはり郡の一体性を持つておる。先ほど大臣の答弁にありましたやうに、やはり郡といふものはまだ昔からの由

緒があり、また選挙区としても十分理由があるものである、このやうに考えられるのであります。

それから、今お尋ねの任意合区と強制合区の問題でございますが、一人未満の人口のところは任意合区の対象となり、〇・五未満の人口の郡なり飛び地が強制合区の対象となるのでございしますが、強制合区が二十八郡でございます。それから任意合区が五十九郡でございます。それから、飛び地の問題でございます。それから、飛び地の問題でございます。これは飛び地を全部単独の郡と扱つた場合でございますから、法律は必ずしも単独として扱わぬでもよろしいといふ建前になつておられますが、個々の飛び地をかりに一つの郡とみなします場合には、百五十五といふ数字になります。すなわち、強制合区が百五十五、それから任意合区の方は百二十八になります。

○井堀委員 強制合区の対象になる郡が二十八郡で百五十五地域、それから任意合区の対象となるべきものが五十九郡で百二十八地区といふやうに御答弁がありました。そうすると、ここでお尋ねをしておきたいのは、条例で地区を府県が定める場合には、この百二十八地区に限定されると思つておるが、強制合区の方は、この法律が効力になれば、当然一つの選挙区が自動的に明確になつてくる。このやうに解釈してよろしいですか。

○衆子政府委員 強制合区の方は、どこにつけなければならぬといふ点は、実情によつて府県の条例で定めるわけでございますが、任意合区も同様であります。ただ、強制合区はどちらかに



前といたしましては、郡市の区域をかなり強く見て参つて、今度の府県の選挙区はこしらえたらよろしい。それからまた、全国の府県を見ますときに、この十五条の改正法を適用いたします個所が比較的少く、落ちつく県がかなり多いのであります。ただ、幾つかの県については、新市の設定、町村の合併で、かなり状況が變つております。そういうところにつきましては、むしろ将来の郡というものを——郡をどういふふうに考えるかというところでございまして、将来の一つの単位となるものがここに新しく考えられて参る。それで、どこまでも、そのときに、私は御注意のように恣意的なものが入らないような配慮というものはしなければならぬと思ひます。しかし、府県の選挙区というものは、府県議会が自主的に定めます自主立法権である条例というものを尊重し、その条例というものができる限り堅実なものができて参りますようにするだけの行政上の配意は十分必要でございまして、けれども、自主立法権にまかせますその場合の基準は、私は、あまりこれを強く一つに片寄つて——繰り返して申しますが、郡というよりなものを新しく画定するということをすれば非常に明瞭になります。現在の段階ではそういうことはまだ無理であると思ひます。個々の件についての注意を十分に払つていくというところで解決したいと思ひます。

○井堀委員 この問題はきつて重大なことであつて、私は、日本の自治体を、また自治機構というものをどう今後育成していくかということと不可分の、きつて重大な關係を持つと思ひます。というのは、ここでもう説明は必要としないと思ひますし、時間もありませんから、どうも言わねのですけれども、十分一つ郡という行政区域というものを、こいうように行政に私は地方の条例に譲るといふようなこと、あるいは行政的な配慮で変えるというふうなことにしては、基本的な方針を定めてから行ふべきものではないか。なるほど、今日郡というものは、ある地域においては全くその行政的機能を失つたかのようなところもあつて、また依然として国民生活の中にはなくてはならぬ大きな力を發揮しているところもあるわけでありまして、ところが、それが選挙区の、すなわち地方議員の選挙区をきめるときに、無批判に無性格に扱われるというところは、私は非常に危険だと思ひます。それは、もちろんあなたがおっしゃられるように、自治権を尊重する。その点は私も大層に認めていくべきものであるという主張を持つています。しかし、こいういう国全体の大きな自治の制度の根本を動かすような問題を選挙法の改正の中で軽々に動かすような処置の仕方というものは適当でないと思ひます。お尋ねをして、ますます御答弁の結果不安を感じるのであります。この点十分御注意をいただきたいと思ひます。

次にお尋ねをいたしたいと思ひます。それは、やはりこの十五条關係ですが、人口割による選挙区の合区であるいは飛び地の整理という場合に、これは衆議院の公職選挙法の全体を貫くものでありますけれども、最近、大都市の国勢調査の結果、急速に人口の膨張したところがあつて、これは当然に法律からいへば定員の増加なりあるいは議員をしなければならぬ事態が起つておるのであります。この問題は今日そのままだにたな上げされておる実情なのです。私は、多かれ少かれ、これと同じ傾向が今回の場合にもあるはずだと思ひます。急速に人口の増加した地域と、比較的人口の伸びない地域とがある。それをここでいいますと、衆議院の選挙区と地勢と交通と人口のこの四つの要素をここにあげて、これを総合的に考慮して合理的にきめる、こいつておる。ですから、ただ、ここでは、人口が地域なりというものとマッピングしてやるという条件もこの場合考慮されなければならぬので、この三と四の關係というものは不可分であるのであります。この改正案の中では一向にはっきりしたものが明示されていません。そういう人口の密度といったようなもの、そういうものに對しては、衆議院の場合当面問題になつてきています。衆議院の場合もそういう問題がある。衆議院の場合もそういう問題がある。その点はこいうふうにしておいて、そのなかで、こいう不合理は出ておらぬのか。その問題をこゝで解決するか。その解決がどういふ形で、また地方で混乱を巻き起すような事態がないのか。私はあるのではないかと思ひます。

○郡国務大臣 選挙区を画定いたしますと、都道府県議会の議員を選挙区において選挙すべき議員の数は、このたびの改正では手をつけておりません。七項によりまして条例を定めて参りますから、それによつて十分比例した結果を得参ることと考えております。

○井堀委員 それは手をつけていないからお尋ねをしたのですが、そうすると、人口の非常にふえた市町村、それからその具体的な例をあげれば、山間僻地などは広い地域で、これは結局こへいくと強制合区、任意合区の対象になるようなところがある。それをただ人口に比例させていくということになれば、さっきの衆議院の例とすれば非常に矛盾が起る。この矛盾を現在解決しようとしていない。また、解決しようと思ひます。どういふふうに解決するかをお尋ねいたします。

○衆子政府委員 都道府県議會議員の選挙区の定数につきまして、人口比例の原則は、先ほど大臣が御答弁申し上げた通りでございまして、次の一般選挙におきましては、新しい人口によつて、当然その人口比例の原則に基いて計算がなされなければならぬわけでありまして、衆議院議員と平仄が合わないのではないかとお尋ねかと思ひますが、これは、御承知の通り、現在の中選挙区制をとりまして、その人口並びに選挙区別の定数を改正いたしますとするならば、非常に広範に各選挙区に異動を及ぼすことになるのでありまして、政府といたしましては、前々国会から新しい人口に基きました選挙法の改正案を提出いたしました。これが成立を見るに至らなかつた事例もございまして、目下慎重に検討いたしておる次第でございまして。

○井堀委員 それで明らかにいたしましたように、この場合に人口に正比例をさせて選挙区割ができておらない衆議院の場合と歩調が合わないのです。公職選挙法の中に人口なら人口に正比例させるといふ原則が正しいかどうか議論があるのですが、一つの方ではその原則を貫いて、他方ではその原則がくずれてくるということになると、公職選挙法のこいう基本法の中で明示するのは適當でないと思ひます。どちらをとるか問題がある。こいう点の矛盾はどうですか。

○郡国務大臣 これは、ただいま政府委員が申しましたように、現在の選挙区の衆議院の場合であります。これを単純に人口に合せようと思ひます。ならば、現在の中選挙区の制度がくずれます。二人区であるとかいふような事態が起りまして、また、県々によりまして、それから選挙区それぞれによりまして、非常に大きい異動というところも考えなければ、ものが動いて参りません。これらを私は現在の段階で手をつけまことが不可能とは申しませんが、非常な無理を伴うということであり、これが府県の議員とは扱いを異にいたすべき点だと考えております。

○井堀委員 この際一つ資料を要求しておきたいと思ひます。今回の選挙法の改正によつて、必然的に府県會議員の定数と人口の比率にかなりアンバランスができてくると思ひます。これは、非常に人口の密度の高いところと稀薄なところとの相違——人口に全く拘束されるような議員の定数を定めるのであれば、これは機械的に算数的に出てくると思ひます。しかし、必ずしもそうではないというところは私も認める。人口に正比例するといふやり方を徹頭徹尾貫くか、あるいは、そこには他の条件を勘案して定めるかという問題が、どうもあいまいなんです。でありますから、この際、一つ資料として、後刻行こうとを機会に——各府県によつて、人口がそれぞれ多少違ひて参ります。各府県の選挙区ごとに、大体幾つぐらゐの選挙区ができるか、衆議院の選挙区との關係もありますから、今回の場

時間があるようでありますから、もう一つ次のことについてお尋ねをいたしたいと思ひます。それは、今度の改正の第三点になります投票及び開票に關する事項について、一部改正をしてきております。その中で、地方選挙の場合と衆議院の場合とは、おのずから事情も異なるからではあるうが、しかし、こういうものについて、もう少し何か原則的なものを統一する必要がある

域外に出た場合に不在者投票を認めよう。町村合併の結果、大体町村の区域が三倍程度になりましたので、実情に合せたわけでございますが、これがどの程度の数字になるかという見通しににつきましては、二十万の不在者投票がつきましては、二十万の不在者投票がどの程度ふえるかということは、実際選挙をやってみないとわからないのでございまして、見通しを立てるのは現在困難でございます。

り、そういうことがないと申せません。が、地方の県におきましては、割合に投票所の便宜ははかつておるようになります。私も見ておるのでございます。私も心配しておりますのは、都会で人口が非常にふえました場合に、投票所が伴ってふえないことでありまして、今回はそういうところをできるだけふやすようにという指示をいたしております。おつしやるような山間の投票の便

行列するという結果が起る。特にこれは出勤時間と退庁時間がちょうど同時に刻になるという関係もある。こういう点についての配慮が必要ではないか。この点何か便法を考えておるか。

○兼子政府委員 投票の便宜のための投票時間の変更につきましては、その時間の上げ下げが二時間の範囲内においてできることになっておるのでございますが、時間を早めまして、おしま

法律ではただ立会演説会をやるというだけのことしか書いておりません。しかし、これはそれぞれの地域によつていろいろな条件も異なります。であり

ますから、これが最大限だといえ、それだけのよいことにもなっておりますが、だから、立会演説を五日間短縮することによって、そういう実際上増加できるような措置ができるやいなやについて。それから次に、五日間の短縮に伴うて、選挙民と候補者の接触する機会の直接の時期というものは、やはり選挙期間が一番積極的な効果を上げると同時に、選挙法からいいますと、それ以外にやると、事前運動、事後運動として違反事項にも該当するわけです。二十五日であげ得る選挙民の選ぶべき自由とその権利を万全に保全する措置というものがどう講じられておるか、そういうことなどについて、私どもの経験の中から具体的なものをあげてお尋ねをいたそうと思ひますが、選挙管理の指導をやっております自治庁としてのいろいろの経験もあらうと思ひますので、そういう具体的な事例について、こうする、ああするということを、事前に資料として出していただければけっこうだし、なければ、次会にそういう点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○南委員長 この際申し上げますが、公聴会の日取りにつきましては、理事会において協議の通り、来たる四月十四日月曜日午前十時より公聴会を開くことになりましたので、さよう御了承願ひます。

本日はこの程度にし、次会は明九日午後一時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十四分散会